令和８年度　井原市立野上小学校　いじめ問題対策基本方針　（令和８年１０月）

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、平素の学校生活を通じて、いじめを行わないことはもちろん、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることのないよう、全ての児童生徒が自らの問題として受け止め、考えられるようにする必要がある。教職員は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識の上、未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処を行う必要がある。

また、いじめ問題は、互いに認め合い、共に生きる社会をいかにしてつくるかという社会全体に関わる課題であり、大人一人一人が自他の人権を尊重する意識を持ち、学校のみならず、規範意識や他者との関係づくり等を学ぶ場である家庭、児童生徒を見守り育む場である地域、関係機関及び団体がそれぞれの役割と責任を自覚し、未然防止に取り組む必要がある。

保護者・地域との連携

・ いじめ問題への取組や保護者・地域との連携した対応の重要性について共通認識が持てるよう、学校基本方針の内容を、ＰＴＡ総会等や学校だより、ホームページへの掲載等により保護者や地域に周知を図る。

・ 学校運営協議会を活用して地域との連携を図り、ＰＴＡ、地域関係団体等と教職員がいじめ問題について協議する機会を設けるなど、児童生徒への関わり方についての啓発、児童生徒の見守りや情報共有を行う。

・ 保護者に、ＳＮＳ等の使用に係る危険性やネット上のいじめに関すること、スマートフォンのフィルタリングの設定等の普及やルール作りの必要性を周知し、その理解を深められるようにする。

学　校

いじめ対策委員会

〈役割〉
・いじめの相談、通報の窓口
・年間取組計画の策定、実行、検証、改善
・いじめ防止対策基本方針の見直し
・いじめへの対応

〈委員会の定例開催の時期〉
終礼で情報を共有（週２回）

〈構成メンバー〉
校外：SC、SSW、PTA役員
校内：校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、担任等

全　教　職　員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉
・岡山県教育委員会
・井原市教育委員会　・井原市子育て支援課
・倉敷児童相談所井笠相談室
・井原市教育センター　・井原市教育相談室
〈連携の内容〉
・対応に係る助言・指導
・ネットパトロールによる監視
〈学校側の窓口〉
・教頭

〈連携機関名〉
・井原警察署
・井原市青少年育成センター
〈連携の内容〉
・非行防止教室等の実施
・各種情報の共有
〈学校側の窓口〉
・教頭、生徒指導担当

いじめに関する現状と本年度取組の重点

〈現状〉

言語コミュニケーションの未熟さにより、暴言や失言が相手を不快にさせることがある。そして、そこから関係性が悪化し、トラブルにつながることがある。

〈重点〉

多様性を認め、人権侵害をしない児童の育成を目指し、日常生活の場面や道徳等の授業やＳＳＴ等を通じ、相手の立場を配慮するコミュニケーション力と、良好な人間関係を築くスキルを育てることで、児童間のトラブル等の未然防止に努める。

学　校　が　実　施　す　る　取　組

①いじめの防止

発達支持的生徒指導

〈校内指導体制の確立〉
・ 学級経営や授業、生徒指導等について、教職員が共通理解のもと、学校全体が一丸となって取組を行える組織づくりを行う。
〈教育活動全体を通じた基盤的取組〉
○自己有用感の育成（存在感の醸成）
・ 全ての児童に学級内での役割（係活動や当番等）を適切に与え、認め励ます言葉かけを行うことで、「自分は役に立っている」「ここにいて良いのだ」という自己肯定感を高める。
○良好な人間関係を築くスキルの習得
・ ソーシャルスキル・トレーニング（SST）などを通じ、自分の気持ちを適切に伝え、他者の心情を推し量る「対人関係スキル」を全児童に育成する。
○安心感のある集団づくり（絆づくり）
・ 一人ひとりが尊重され、安心感と居場所を実感できる学級経営を行い、「いじめを許さない、見逃さない」という集団の質を高める。
○児童の主体的な活動の促進
・ 学級活動において、児童自身がいじめ防止のルール作りや行事の運営に関わる機会を設け、主体的な規範意識と責任感を養う。

課題未然防止教育

〈いじめ防止教育〉
・ 道徳教育や生徒会活動等において、児童が主体的かつ相互にいじめについて考え、検討したりロールプレイを行ったりするなどの体験的な学ぶ機会を取り入れる。
・ 自分自身の感情を理解し、適切に表現することや、自己理解・他者理解を促す視点を取り入れた取組を行う。
・ いじめを法的な観点から考えることができるよう、警察と連携した非行防止教室等を実施する。
〈教職員研修〉
・ 生徒指導提要、いじめ重大事態ガイドライン等の各種資料に基づき、未然防止の取組や、法の趣旨と規定を踏まえた対応が行えるよう研修を行う。
〈情報モラル教育〉
・ 情報社会において必要な知識や技術、モラルについて指導するほか、警察や通信事業者等の協力も得ながら、SNSの利便性やリスク、トラブルの対処法等についての学びを深める。

②いじめの早期発見

課題早期発見対応

〈教職員による観察・情報交換〉
・ 教職員は日頃から児童への声掛けをはじめとした信頼関係の構築に努め、平素の様子をよく観察し、児童生徒の小さな変化や危険なサインを感じ取れるようにアンテナを高く保つほか、変化に気づいたときは、速やかな情報共有を図る。
〈相談環境の整備〉
・ １人１台端末を活用した定期的なアンケート調査（年３回）、教育相談（年３回）、匿名相談アプリやスクールカウンセラーの活用等により、相談しやすい環境を構築する。
・ 校外の相談機関等に関する情報を、児童生徒及び保護者に継続的に周知する。
〈ネットいじめ〉
・ 児童のＳＮＳの利用実態の把握に努め、トラブルの未然防止に資する指導を行うとともに、ネットいじめが顕在化しにくい特性を踏まえ、小さな兆候や情報であっても、積極的にいじめ防止対策委員会で情報を共有し、実態に応じた必要な指導を行う。

③いじめへの対処

困難課題対応的生徒指導

〈認知時の対応〉
・ 教職員は、児童生徒がＳＯＳやいじめの情報を教職員に報告することが多大な勇気を要するものであることを十分に理解し、平素から受容に備える。
・ いじめに関する相談や訴えがあったときは、内容の軽重にかかわらず真摯に相談等を受け、いじめとして認知するとともに、受け手が１人で抱え込むことなく速やかにいじめ対策委員会に報告・情報共有をする。
〈組織的な対応〉
・ いじめ対策委員会を開催して総合的に対応方針を検討し、適切な役割分担のもと、迅速に当事者やその関係者から聞き取りを行うなど、事実確認を行う。
〈いじめられた児童生徒の支援〉
・ スクールカウンセラー等と連携しつつ、いじめられた児童生徒の心身の保護やケア、安心して学習等が行える環境の確保等の支援を行う。
・ 保護者への連絡を丁寧に行い、確実な情報を伝えるとともに、今後の対応や児童生徒の様子等について共有する。
〈いじめた児童生徒への指導〉
・「いじめをしてはならない」ことを指導することはもちろんのこと、いじめた気持ちや状況、背景に目を向けながら、行為に対する理解と自省を促進し、健全な人間関係を育めるように促す。
・ 正確な情報を保護者に伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と連携した以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
〈警察との連携〉
・ 平素から警察との連携体制を強化し、行為が犯罪に該当する場合、心身に重大な危険が生じうる場合その他必要と認められる場合には、積極的な相談・通報を行う。
〈再発防止〉
・ いじめられた児童生徒の心情に寄り添った支援を継続して行い、原因の追及に努め、未然防止の取組に生かすとともに、いじめを全体の問題として考えられるような集団づくりを行う。